

虐待防止のための指針

発達支援センター 巣立ち

1. 趣旨

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防、及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、また正当な理由なく通所者を拘束すること。

(殴る、蹴る、つねる、平手打ちをする、ぶつかって転ばせる、自分の体で押さえつけ行動を制限する等)

(2) 性的虐待

利用者に関わらせつな行為をすること、または利用者をして関わらせつな行為をさせること。

(人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする、また、その場面を見せないための配慮をしない等)

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(怒鳴る、罵る、無視する。侮辱的な言動をとる等)

(4) ネグレクト

利用者の世話や介助をしない等、行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(失禁しても衣服を取り換えない等)

3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止委員会

① 委員会の委員長は、管理者とする。

② 委員会の委員は、児童発達支援管理責任者2名、八幡浜市社会福祉課職員とする。また、児童発達支援管理責任者のうちいずれか1名を虐待防止担当者とする。

③ 委員会は、年1回以上定期的に開催する。また、必要に応じて専門的な知見のある第三者なども加える場合もある。

④ 委員会の審議事項等

- ・ 虐待防止のための研修計画の策定に関すること。
- ・ 支援等に関する悩みを相談できる体制整備に関すること。
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリングに関すること。
- ・ 虐待発見時の対応に関すること。
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止の検討に関すること。

⑤ 委員会での検討結果は従業者に周知徹底すること。

(2) 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する総括は管理者が行い、責任者は虐待防止担当者とする。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取組を推進する。

4. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。平素から、職員間、利用者・保護者とのコミュニケーションの確保を図り、早期発見に努めることとする。

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮することまた、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど速やかに組織的な対応を図ること。さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

5. 職員等が留意すべき事項

(1) 意識の重要性

- ・ 障がいの程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員等は支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者や保護者による個人差等があることを絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ・ 利用者本人が苦痛を感じていても、障がいなどからそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識する。
- ・ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと
- ・ 虐待や虐待の疑いを受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日から施行する。